

国際裁判管轄合意の有効性 ——東京地裁平成28年2月15日中間判決をめぐって

平塚田大学教授

道垣内正人 Masato Dogauchi

1. はじめに
2. 東京地裁平成28年2月15日中間判決
 - (1) 事実関係
 - (2) 中間判決
3. 検 討
 - (1) はじめに
 - (2) 「一定の法律関係に基づく訴え」

- (3) 「はなはだしく不合理で公序法に反するとき」
 - (a) 民法改正によっても維持された不文の例外
 - (b) 絶対的強行法規
 - (c) 絶対的強行法規の適用を回避する専属管轄合意
 - (d) 「不公正な取引方法」
4. おわりに

1. はじめに

国際ビジネスには国内ビジネスとは異なるリスクがある。その中には、為替変動、戦争・社会的動乱、輸出入規制等のように、ある程度までは当事者がその発生を予想して対処できるものの、当事者のコントロール域を超えてしまうことがあるリスクも少なくない。当事者間の紛争発生時にその解決を図ろうとする際にも、相互理解のための共通の基盤がないことから和解交渉が円滑には進まず、また、相手方の国での紛争解決に進む場合

にも、適切な外国弁護士への依頼に苦勞し、手続の最終結果の見通しについても的確な予測が困難なことが多い。したがって、紛争発生をできる限り防止するために緻密に契約条項をドラフトし、紛争が発生した場合にも、一定期間の和解交渉期間を定めることによりエスカレーションを押さえ、それでも出るところに出る必要があるときの手当てとして、仲裁の選択を検討するほか、国家の裁判所を使う場合にも管轄合意をしておく等の措置を講じておくことの価値は国内ビジネスにおける以上に重要である。

管轄合意は、国際ビジネス訴訟において、最も頻繁に生じる国際裁判管轄をめぐる争いに予め決着を付けておくことにより、時間・コスト等を節約しようとするものである。そして、特に単一の裁判所を指定する専属管轄合意をしておけば、法廷地が一つに定まり、その副次的効果として、適用される手続法も、また、抵触法ルールを介して本案に適用される準拠法も定まることから、交渉の基盤が明確になり、和解の可能性が高まるというメリットもあり得る。

各国の国際裁判管轄に関するルールは様々に異なり、また、そのルールの解釈・適用をめぐる不確実性が少なくない。国際裁判管轄合意（以下、単に「管轄合意」）の有効性にも一定の要件が課されており、次の裁判例において問題となったようにその有効性が否定されることもあり、注意を要する。

以下では、まず2で東京地裁の最近の裁判例を検討し、3において、今後の国際契約実務上参考となり得る論点として、管轄合意に関して、(1)「一定の法律関係に基づく訴え」の要件と、(2)判例法上の「著しく不合理で公序法に反する場合」該当性の2点について検討する。

2. 東京地裁平成28年2月15日中間判決¹

(1) 事実関係

原告X（日本法人）と被告Y（カリフォルニア州法人）とは、Yの製品に使用する部品のXによる開発・供給等についての基本契約であるMaster Development and Supply Agreement（以下、「本件MDSA」）を平成21年9月に締結し（発効日は平成20年6月3日）、継続取引をしていたところ、平成23年4月、YからXに対して、新しい部品（以下、「本件ピン」）の開発・製造の依頼があった。そこで、Xはこれに応じて開発を行い、平成24年7月には量産体制を整えたが、Yからはその翌月に少量の発注があったに過ぎず、同年9月に発注が停止され（以下、「本件取引停止」）、その後もわずかな発注しかなかったため、Xは大量の在庫

を抱えるに至った。平成25年2月初旬、YからXに示された発注予測をめぐる交渉もたれ、発注再開を獲得するため、XはYからの代金減額要求に応じた（以下、「本件減額要求」）。同年5月22日、YはXに対して、旧型のピンの価格と減額後の本件ピンの価格との差額をYの保有する旧型のピンの在庫数分を補うリポートを要求し（「本件リポート要求」）、Xは発注停止を回避するためこれにも応じた。

しかし、翌平成26年に至り、XはYに対し15億円余りおよび7800万ドル余りならびに遅延損害金の支払いを求めて東京地裁に提訴した。その主張によれば、日本の独禁法上、①本件取引停止は、継続的契約関係に基づく善管注意義務違反および不当な取引拒絶に該当し、②本件減額要求および本件リポート要求は優越的地位の濫用に該当するとされている。

これに対して、Yは、本件訴えは、カリフォルニア州の裁判所を専属的に指定する管轄合意に反する不適法なものであると主張して、訴えの却下を求めた。ちなみに、本件MDSA別紙2の一般条項第12項には以下の定めがある（以下、「本件条項」）。

a 「両当事者間に紛争が生じる場合、両当事者は、紛争を解決するために各当事者の代表として指名される両当事者の1名ずつの上級管理職によりまず当該紛争の解決を図るよう試みることに合意する。」

b 「苦情を申し立てる当事者から相手方への書面通知後60日以内に両当事者がそのような手続では解決できない場合、両当事者はカリフォルニア州サンタクララ郡又はサンフランシスコ郡で実施される拘束力のない調停により当該紛争の解決を求めるものとする。」

c 「両当事者が調停の開始後60日以内に紛争を解決することができない場合、いずれの当事者もカリフォルニア州サンタクララ郡の州又は連邦の裁判所（……）で訴訟を開始することができる。両当事者は当該裁判所の専属的裁判管轄権に取消不能で付託し、当該裁判所に提起される訴訟や訴

訟手続きにおける最終判決が確定となるものであること、及び、当該判決（当該判決の原本は当該判決の決定的な証拠となるものとする）に基づく訴訟によるか又は法律で定められるその他の方法により、当該判決をその他のどの法域でも強制執行できることに合意する。」

d 「各当事者は適用される法律上認められる可能な限り最大限の範囲で次の各号を取消不能で放棄する。(i)上記の裁判所に裁判地を設定することに対してする異議申立て、(ii)かかる訴訟や訴訟手続きが不便な裁判地に提起されている旨の主張（以下略）」

e 「紛争について別の書面による契約が適用されない限り、紛争が本契約に起因もしくは関連して生じているかどうかにかかわらず、本条の条件が適用される。」（下線筆者）

(2) 中間判決

東京地裁は、本件訴えについて日本国裁判所に管轄がないとの被告の本案前の主張を退けた。

それによると、Xの主張する不法行為に基づく損害の少なくとも一部は日本において発生したと認めて不法行為地管轄（民訴法3条の3第8号）を肯定した上で、本件条項中の専属管轄合意の有効性について、次のように判示されている。

「改正民事訴訟法3条の7第2項は、国際的裁判管轄の合意は、「一定の法律関係に基づく訴えに関し」て行わなければならない旨を定めるところ、同規定は、合意の当事者の予測可能性を担保し、当事者に不測の損害を与える事態を防止する趣旨の規定であると解される。」

附則2条2項により、「本件条項について改正民事訴訟法3条の7の適用はないものの、管轄合意の当事者の予測可能性を担保する必要性は、改正民事訴訟法の施行前にされた合意についても等しく認められるものといえる。」

「本件条項は、その対象とする訴えについて、X・Y間の訴えであるというほかに何らの限定も

付しておらず、……同条項が対象とする訴えについて、その基本となる法律関係を読み取ることは困難である。したがって、同条項が、一定の法律関係に基づく訴えについて定められたものと認めることはできない。」

「この点に関して、Yは、本件MDSAに関連する訴訟が本件条項の対象となる訴えであることは明らかであり、本件訴えは本件MDSAに関する訴えであるから、本件訴えについて本件条項を適用することはXの予測可能性を害しないと主張する。」

「しかし、前記のとおり、本件条項はその内容において一定の法律関係に基づく訴えについて定めたものと認めることはできないところ、このことは、具体的事案において実際にXの予測可能性を害する結果となるかどうかとは関わりがないのであるから、Yの前記主張は当たらない。」

3. 検討

(1) はじめに

本中間判決は、国際裁判管轄合意は「一定の法律関係に基づく訴え」に関するものでなければならないという要件（民訴法3条の7第2項およびそれ以前の条項）を欠くとして本件条項の効力を否定した。以下では、この「一定の法律関係に基づく訴え」の要件（以下、「一定性要件」）とともに、この要件をパスした場合に問題となる「著しく不合理で公序法に反する」（以下、「公序法要件」）可否かの2点について検討する。

(2) 「一定の法律関係に基づく訴え」

国内の土地管轄に関する合意についてと同様、国際裁判管轄合意についても「一定の法律関係に基づく訴え」に関するものであることが有効要件の一つとされている。管轄合意は、本来であれば提訴することができる法定管轄のある裁判所を排除し又は法定管轄のない裁判所を追加することは

¹ 平成28年7月19680号、株式会社島野製作所訴アップル・インコーポレイテッド、損害賠償等請求事件。本件の争点として、返還元「排他的管轄合意を締結したアップル・島野訴訟中間判決」本誌1073号（2016）36頁参照（本誌に中間判決の抄録が掲載されている）。

当事者の権利義務およびその公法的判断に重大な影響があり得ることから慎重にすべきであるとの法政策的判断に基づき、その慎重さを担保する方策の一つとして設けられているのが一定性要件である。すなわち、本中間判決も判示しているように、「合意の当事者の予測可能性を担保し、当事者に不測の損害を与える事態を防止するという趣旨」である²。

したがって、基本契約において管轄合意条項が置かれていれば、その基本契約のもとでの紛争に特定されているので、そのもとで行われる個々の取引契約において管轄を合意する必要はなく³、本中間判決もそのことは問題にしていない。

では、本件条項(e)のような、「紛争が本契約に起因もしくは関連して生じているかどうかにかかわらず、本条の条件が適用される。」との定めはどのように評価されるべきであろうか。これについて、東京地裁は、①本件条項が適用される条件を「両当事者間に紛争が生じる場合」(同項(a))と定めていること、それに加えて、②本件条項は「紛争が本契約に起因もしくは関連して生じているかどうかにかかわらず」適用される(同項(e))と定めていることから、X・Y間の訴えであるというほかに何らの限定もなく、一定の法律関係に基づく訴えについて定められたものと認めることはできないとした。そして、「このことは、具体的事案において実際にXの予測可能性を害する結果となるかどうかとは関わりがない」として、本件訴え自体は本件MDSAに関するものであるもので予測可能性を害することはないとのYの主張を退けたのである。

しかし、まず、本件条項(e)の「両当事者間に紛争が生じる場合」との文言は、これ自体としては、本件MDSAの中の条項である以上、本件MDSAと無関係な紛争についてまで広く定めたものと解釈するのは不自然である。もっとも、同項(e)を併せ読むと、その対象とする紛争に限定を付していないと解釈される。では、(e)のような定めを置くと、それだけで、具体的事案における訴

えが一定の法律関係に基づくものであるか否かに関わらず、管轄合意としては無効となるのであろうか。

本件条項は、多段階紛争処理条項(multi-tiered dispute resolution clause)と呼ばれるものであり⁴、紛争のエスカレーションを抑制するため、取引の担当者ではなく、上級管理職による最低限60日間の和解交渉を定め(a)、さらにそれでは解決に至らない場合に最低60日間の調停手続を定めており(b)、それでも解決に至らない場合にはじめて訴訟についての専属管轄を定めている。したがって、まず、(a)および(b)の紛争解決手続を踏むことについては、管轄合意についての規制は及ばないので、これらに関する限り(e)の定めは有効である。

そして、また、(e)のうち、本件MDSAに基づく訴えに関する部分は有効であるといつてよいと解される。その限りでは、国際管轄合意について国家が介入する趣旨、すなわち、当事者の予測可能性の担保に反するわけではなく、Xが不測の損害を被るわけではないからである。確かに、(e)は、一定の法律関係に基づく訴えについてだけ管轄合意を有効としているルールとの関係では瑕疵があり⁵、仮に本件が本件MDSAとは無関係に発生したX・Y間の紛争についてXが日本で訴えた場合にYが上記の(e)を抗訴抗弁として持ち出してもそれは認められないが、本件訴えは本件MDSAに関連するものである以上、一定性要件を欠くものとはいえないと考えられる。

なお、東京地裁は、「具体的事案において実際にXの予測可能性を害する結果となるかどうかとは関わりがない」と判示し、そのように判断する理由を示していない。しかし、仮に一定性要件が公益を守るものであれば格別、これが東京地裁も認めているように当事者の私的利益の保護にある以上、まさに具体的事案においてXの予測可能性を害する結果となるか否かを問題とすべきであると思われる。

このことを形式的に説明するとすれば以下の通

りである。すなわち、上記の(e)は、交渉・調停合意を定めるA部分と管轄合意を定めるB部分の2つに分けることができ、さらに、B部分は、本件MDSAに基づく訴えについての管轄合意部分(B1部分)とそれ以外のX・Y間の紛争についての管轄合意部分(B2部分)との2つに分けることができる。合意の当初から日本法に照らすと有効とはいえないのは、B2部分のみであって、本件はB1部分について抗訴抗弁と認めるか否かが問題であるので、この限りでは有効な合意であると解される。

以上、一定の法律関係に基づくという要件を欠くとの判旨には賛成できない。

(3)「はなはだしく不合理で公序法に反するとき」

(a) 民訴法改正によっても維持された不文の例外

本中間判決は、民訴法等の平成23年改正法附則2条2項に定める時効法により民訴法3条の7は本件に適用されないの、それ以前の条項に基づいて判断するとし、最高裁判昭和50年11月28日判決(民集29巻10号1554頁、「チサダネ号事件判決」)を引用している。とはいえ、結局は、民訴法3条の7の適用と内容上異なる点はないので、以下、民訴法3条の7の適用を前提に検討する。

法制審議会・国際裁判管轄法制部会の議論では、チサダネ号事件判決(下記の「裁判昭和50年」と同じ)が、傍論において、「管轄の合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するとき等の場合」には管轄合意を有効とはしない旨判示していることを受けて、「日本法に照らして公序法に違反するのであれば、合意の有効性が否定されるので特段の規律を設ける必要はないなどの考え方」等について検討された⁶。そして、審議の結果、「専属管轄を付与する合意について、裁判昭和50年の『その管轄の合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するとき等の場合は格別、原則として有効である。』という基準を緩和した規律を設けるべきであるという意見が出たが、上記裁判50年の基準を緩和した基準を具体的な規律として表現することが困難であること、……日本法に照らして公序法に反する場合には、合意の有効性が否定されるので、この点に関して特段の規律を置く必要はないという意見が出たことを踏まえて、特段の規律を置かないこととする案を提案するものである。』とのとりまとめがされたのである。

したがって、民訴法3条の7には公序法要件は明文化されていないが、法制審議会としては上記の最高裁の示した例外的処理を排除する意図はなかったといえる。確かに、予測可能性が重視されるべき国際取引における管轄合意の有

² 堀井雄大・村松俊夫(原著)・秋山幹男ほか「コンメンタール民事訴訟法I【第2版】」(日本評論社、2006)178頁。

³ 道垣内正人「国際契約実務のための予防法」(商事法務、2012)169頁。

⁴ 道垣内・前掲注3)225頁。

⁵ 「管轄合意に関する条約」(ハーグ国際私法会議において2005年署名、2015年発効、締約国はメキシコとドミニカ国(デンマークを除く))3条(e)の専属管轄合意の文言において、「特定の法律関係に属して生じた又は生じている紛争を解決するため」のものであることが定められており、この要件は国際標準であるといえる。この規定の趣旨については、道垣内正人「ハーグ国際裁判管轄条約」(商事法務、2006)381頁参照。

⁶ 平成23年法律38号による民訴法等の改正として結成した法制審議会・国際裁判管轄法制部会第3回会議(平成20年12月19日開催)における部会資料9の注2では、「専属管轄を付与する合意について、それがはなはだしく不合理であって公序法に反するなど、事案における具体的な事情により、合意の効力を否定すべき場合があり得るか、あり得るとして、それはどのような場合か。」とされ、その参考として、「この点については、(1)指定された国と事案との関連性を欠く場合、その他、不合理な結果が生じる場合に合意の効力を否定する考え方、(2)当事者の便宜、公平の見地からみて、合意の内容に合理性を欠く場合に合意の効力を否定する考え方、(3)日本法に照らして公序法に違反するのであれば、合意の有効性が否定されるので特段の規律を設ける必要はないなどの考え方がある。」との記載がある。

⁷ 法制審議会・国際裁判管轄法制部会第7回会議(平成21年4月24日)における部会資料16の補足説明7。これについて、日露種子関係官は、「チサダネ号事件の示した基準は著しく不合理であって、公序法に違反するというような文言を使用しておりまして、これを緩和した基準を具体的に表現することがなかなか難しいということ、それから、第3回の部会では、特段の規律を置かないとしても、日本の公序法に照らして合意の効力を否定すれば足りるのではないかという御意見も出たところですので、今回の資料では特段の規律を置かないことを提案させていただいております。」と説明している(第7回会議(平成21年4月24日)議事録16頁)。

効力が不明確な一般原則により左右されることはできる限り避けるべきであることから、不文の例外により管轄合意の効力を否定することには慎重であるべきである。しかし、下記の通り、公序法要件を活用して不当な結果となることを避ける必要がある場合は現に存在し、この要件は正義を実現するための手続法上の装置として不可欠であると思われる。

では、この公序法要件は具体的にはいかなる場合に問題となるのであろうか。おそらくチサダ号事件判決の当時に容易に想像されたのは、消費者契約事件や個別労働関係事件における管轄合意であろう。典型的な弱者である消費者・労働者が自身にとって提訴が困難な地の裁判所を専属的に指定する管轄合意をしてしまうことが懸念され、そのような場合に一般的な要件を具備していても、なお合意の効力を否定する必要があると考えられたものと思われる⁸。この点は、現在では、民訴法3条の7第5項・6項において手当てされている⁹。

そのほか、指定された国の裁判所での裁判が法律上または事実上不可能である場合（その国では訴えが管轄以外の訴訟要件の欠如を理由に却下される場合や内乱、戦争により裁判機能が停止している場合等、指定された外国裁判所が管轄権を有することという同判決が示した他の要件では附えない場合）もチサダ号事件判決の公序法要件はカバーしていたと考えられるが、これは民訴法3条の7第4項において明文化されている。

では、それら以外に、公序法要件を満たさないと考えられるのはどのような場合であらうか¹⁰。それらのうち重要なものは、国家利益（公益）を害する場合である。一般に、国際裁判管轄について考える場合、当事者間の公平、裁判の適正・迅速という国内の土地管轄ルール背後にあるのと同じ手続的正義の観点から議論されることが多い¹¹。しかし、一つの裁判権の中での第一審裁判所で事件を受け付けるか¹²という国内管轄の問題とは異なり、国際裁判管轄の有無の決定は、自国の

裁判権が公権的判断を下すべきか外国の裁判権に委ねるかという問題である。そして、自国の裁判所の国際裁判管轄を否定して訴えを却下し、外国の裁判所にその処理を委ねるとすれば、手続法は異なり、また、国際私法ルールの違いから実体問題に適用される準拠法も違ってくる可能性があるばかりではなく、自国が重要と考えている法目的の達成ができない場合や、自国の主権行使に係る事項について他国の裁判所が自国の裁判所とは異なる判断を下す場合など、自国の国家利益を損なう結果となるおそれがあり、国家利益の確保を重要な考慮要素として加える必要がある¹³。民訴法3条の5が、日本の会社等の組織に関する訴え、日本の登記または登録に関する訴えおよび日本の知的財産権のうち設定の登録により発生するものの存否または効力に関する訴えについての国際裁判管轄は日本の裁判所に専属すると定めているのは、この国家利益の確保という考慮に基づくものである。そして、国際裁判管轄について検討するに当たっては、民訴法3条の5のような明文の規定はなくても、国家利益は常に考慮されるべきであって、そのことが国内土地管轄の場合との大きな違いであるとの認識が必要である。国家利益の確保は、国際取引における管轄合意の尊重という法的安定性を上回る価値であり、外国裁判所を指定する専属管轄合意が日本にとって重要な政策に基づく法規を回避する結果となる場合には、公序法要件を発動すべきである。このような例外的処理が管轄合意との関係で必要なことは、国際的にも一般に認められているところである¹⁴。

(b) 絶対的強行法規

本件MDSAには準拠法条項はないようであるが、通則法7条から9条までの規定により定まる契約準拠法が何であれ、本件のXは、Yが独禁法上禁止されている不正な取引方法（独禁法2条9項、19条）を用いていると主張し、損害賠償請求をしている。近時の国際私法理論に照らすと、Xは日本の独禁法の根拠条文を「絶対的強行法規」とであると主張しているということになる。絶

対的強行法規とは、それが国家利益・社会利益に根ざす法政策の発現であるが故に、その適用範囲に入る限り、通常の国際私法ルールで定まる準拠法が外国法であっても、それをオーバーライドして適用されるものである。その適用のされ方は公法と同じであるものの、絶対的強行法規と呼ばれる所以は、私人間に適用される点で私法に属するものだからである。

歴史を遡れば、労働法の登場から始まったとされる「私法の公法化」という現象の進展は止まることを知らず、国ごとに異なる様々な事情により、消費者、債権者、下請事業者等の弱者保護その他の公益的観点から、様々な公法化した私法が誕生してきている¹⁵。この状況に国際私法として

対応しようとするのがこの絶対的強行法規の議論である。問題は、どこまでが国際私法によって準拠法が決定されるべき領域であり、どこからが公法及び絶対的強行法規が自らの法目的達成のために定めている地域的適用範囲に入るか否かで適用の有無が決まる領域であるのかの見極めである。

A国の実質法上の通常の強行法規は、A国法が準拠法とならなければ適用されないという意味で、「相対的強行法規」と呼ばれるのに対して、絶対的強行法規は、国際私法による準拠法決定ルールの例外でその適用範囲が決まるとされる点で、法の適用の点では実質的には公法であるといってもよいものである。絶対的強行法規というカテゴリーを概念するという発想は、私法と公法

8 公序法違反を理由に消費者契約における管轄合意の効力を否定したものとして、東京高等裁判所20年11月17日判決（判時2243号20頁）がある（もつとも、その理由付けは適当ではないように思われる。特に、適用に行き詰まっていたにもかかわらず、金融商品の勧誘を拒絶したとか、購入者への必要説明を怠ったといったことも理由として挙げられており、これらは本案の問題であって、管轄合意が詐欺・偽造等無効とはいえない以上、公序法違反とする理由としては不適切であるように思われる）。その他、東京高等裁判所24年8月28日判決（判時2484号20頁）、大阪高等裁判所28年2月20日判決（判時2225号77頁）参照。他方、労働契約に関する紛争における管轄合意の効力を否定したものとして、東京地裁平成24年11月14日判決（判時1068号5頁）参照。

9 民訴法改正前に、仲裁合意については、仲裁法（平成15年法律138号）附則3条・4条において消費者・労働者保護規定が置かれている。

10 本文で述べる場合のほか、次のような場合が考えられる。すなわち、両当事者にとって第三国の裁判所を指定することは中立的な裁判を受けるという合理的な期待に基づくものであって、その効力を否定すべきではないが、後に連関の地を指定して事実上裁判を受ける機会を奪うものとして発動するような場合には、公序法要件を発動することができると思われる。また、たとえば、専断的に指定された外国裁判所での裁判では、その判決が日本で承認・執行されないため、原告が放している解決が得られず、裁判の真実性を担保になってしまう場合も公序法違反であるといえるべきである。たとえば、中国のフランチャイザーYとの契約により日本において事業を営むフランチャイジーXが、契約の不当解除を理由に契約上の地位の確保を求める訴えを日本で提起したところ、Yが当該契約に中国の裁判所を専属管轄とする合意があるとの裁判所提出を提出したという場合、日本と中国の間には民訴法118条4号の相互の保証がなく、中国判決は日本では効力が認められない（大阪高等裁判所11年4月9日判決（判時1841号111頁）、東京高等裁判所27年11月25日判決（判時2484号20頁））。日本での訴えを却下して中国での裁判を受けることは、Xが既に中国で裁判しても日本で求められている地位確保という公権的利権は得られないことを意味し、日本におけるフランチャイジーの地位についての紛争について公権的裁判は得られない。このような場合に日本での訴えを却下することは裁判の拒否（正統の否定）に等しいので、公序法要件が発動され、当該管轄合意の効力を否定してしるべきである。

11 そのことが最もよく表れているのが、最高裁判所68年10月16日判決（民集35巻7号124頁）である。最高裁は、当時の国際裁判管轄に関する明文の規定が存在しなかったことから、「当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期する」という理念により条項にしがたつて決定するが「相当」として示した。学説においても、「このような理念を追求することにおいては、国内民事訴訟法と国際民事訴訟法とで異なることはないであろう」とされている（池原孝雄・平原真「渉外訴訟における裁判管轄」『法律実務』三ヶ月巻第13号「実務民事訴訟講座」[日本評論社、1971]13頁）。

12 民訴法17条は、第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、移送を受ける等のために他の管轄裁判所に移送することができる。同法22条は、この移送の裁判の拘束力を定めていることから、国内事件についての移送は日本国の裁判権に對して行われているといえることができる。

13 法務省司法・国際裁判管轄法制度研究会1回会議（平成20年10月17日開催）において、被告は、「当事者間の公平、裁判の適正・迅速というのが最高裁が示している基準で、それはそれなりの民事訴訟法の管轄の一般的な考え方に基づいているので、正面からの反対はない。したがって、基本論にはいいのではないかとこのことなのだけれども、……。しかし、国際裁判管轄を考えるときには、国家の利益とか主権の衝突というのはいずれも考えなければいけないのではないかと私は思っています。……最高裁が前提としている通常の民事事件については、その示した基準でよいのですが、例えば外国特許権の有効性とか外国会社の設立無効問題といった事件が出てきたときに、最高裁の基準では足りないように思います。……国際裁判管轄ならでは専属管轄の議論、これは国内裁判での議論では出てくるはずがないことですので、それをここで議論すべきではないかと思えます。」（議事録19～20頁）と述べている。

14 前掲法務省「管轄合意に関する検討」8条の(3)、「その合意の効力を認めることが明らかに不正義をもたらすか、又は受審裁判所所屬国の公序に明らかに反する結果となる場合」には、管轄合意の効力を否定してよい旨定めている。これについては、出田一、前掲注9)389頁参照。

15 たとえば、国際法の定めのない根拠保証契約を無効とする民法465条の2第2項や、一定の利率を超える利息分の契約を無効とする利息制限法1条等も、その適用範囲（たとえば、債権者が国内に居住していること）に入る事象であれば、当事者間の契約の準拠法が外国法であっても是非適用すべきであるとされるのであれば、これらは絶対的強行法規であるということになる。

との境界線上で、私法の色彩を残しつつも、強い公共目的を有する法の適用を国際私法との関係で適切に位置づけようとするものであるということができる。

絶対的強行法規は、EUでは規則において明文で規定され、overriding mandatory rulesという名称が与えられているほか¹⁶、いくつかの裁定法において採用されている¹⁷。また日本でも、通則法の制定に至る法制審議会・国際私法（現代化関係）部会の議論においては、通則法がその正式名称通りに「法の適用に関して」通則を定めたものではなく、公法の域地的適用に関しては定めていないことを明らかにするため、「我が国の公の秩序、政治的、社会的、経済的秩序にかかわる重要な強行法規であって、準拠法が外国法であっても、適用されるべきものは〇条から〇条までの規定にかかわらず、適用される、あるいはそのような法律はその適用を妨げられないという規定」といった規定を置くべきであるとの議論があった。最終的にはこのような規定は明文では置かれなかったものの、そのことは、絶対的強行法規の存在を決して否定するものではないということは法制審議会での議論でも確認されている。

日本の裁判例でも絶対的強行法規という考え方は採用されている。その最初のものは、東京地裁昭和40年4月26日決定（労民衆16巻2号308頁、判時408号14頁）である。東京地裁は、アメリカの派遣会社との間でカリフォルニア州法を準拠法とする雇用契約のもとで日本の航空会社で働いていたアメリカ人パイロットの解雇をめぐる争いについて、「労働契約に基づく現実の労働給付が本件の如く継続して日本国内で行われるようになった場合には、……準拠法選定自由の原則は属地的に限定された効力を有する公序としての労働法によって制約を受けるものと解するのを相当とする」とし、契約準拠法をオーバーライドして、日本の労働組合法の規定を適用した¹⁸。

また、東京地裁平成16年2月24日判決（判時1853号38頁）は、従業員発明について事後に従

業員が会社に対して相当の対価を請求することができ旨を定める特許法35条が外国特許を受ける権利の譲渡対価にも適用されるかが争われた事案において、これは労働法の問題であるとし、雇用契約について「いずれの準拠法選択をした場合であっても、絶対的強行法規の性質を有する労働法規は適用されるべきである」と判示している。

さらに、本件との関係で最も注目されるのは、東京地裁平成19年8月28日決定（判タ1272号282頁）である。これは、傍論ではあるものの、契約の準拠法として韓国法を合意している事案において、独禁法24条は「準拠法の合意にかかわらず、本件に適用される」もの、すなわち、絶対的強行法規であると判示している¹⁹。

(c) 絶対的強行法規の適用を回避する専属管轄合意

では、日本の絶対的強行法規の適用範囲に入る事案であるにも拘わらず、外国裁判所を専属管轄とする管轄合意が当事者間に存在するという場合に、それを妨断抗弁として認めて日本での訴えを却下してよいであろうか。

英国の大法院判例には、国際海上物品運送に関する法規によれば、一定の規定に反する特約で、荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に不利益なものは無効であるとされているところ、運送人が専属的管轄合意と準拠法指定とを用いて運送人の責任が軽減されている法の適用を確保しようとした事案において、当該管轄合意の効力を否定したことがある²⁰。日本でも、チサダネ号事件判決では、原判決の要旨をまとめる部分で、「いわゆる船荷証券統一規約及びこれに基づく国内法である国際海上物品運送法の精神に照らすと、船荷証券上の裁判管轄約款は、それが運送人による免責的款項用防止のために本来適用されるべきいわゆる公序法の適用を免れることを目的とし、又は企業者としての経済的優位を不当に利用し合理的範囲を超えて運送人に偏益するなどの場合には、無効とされるべきであるが、本件事実関係のもとにおいては、いまだ、本件管轄約款が公序法に違反

すると認めるに足りない」と判示されており、場合によっては英国と同様の扱いをする可能性を示している²¹。

また、仲裁合意があった場合についてであるが、前掲東京地裁平成19年8月28日決定は、ソウル市を仲裁地とする仲裁合意がある事案において、その仲裁合意に何ら旨及することなく、独禁法24条に基づく禁止請求については同法84条の第2第1項に基づき東京地裁に管轄があると判示している。

以上のことから、一般に、日本の絶対的強行法規の適用範囲に入るにも拘わらず、外国裁判所を専属的に指定する管轄合意がある場合、その管轄合意の効力を否定して日本の裁判所において（その管轄理由は別途必要である）、その絶対的強行法規の適用を確保するとの考え方は決して唐突なものではなく、絶対的強行法規の適用という考え方の自然な延長線上のものであるというべきである²²。すなわち、日本の国家利益（公益）を体现している法規を潜脱する結果となる管轄合意は公序法に違反するというべきである²³。

なお、どのような事案であれ、当事者が独禁法

等の絶対的強行法規の適用を主張すれば、外国裁判所を指定する専属管轄合意を妨断抗弁として使えなくなるのかというそれは行き過ぎである。絶対的強行法規に基づく請求が認められないことが明らかとは言えず、本案審理を必要ならしめる程度にあるとの一応の心証を裁判所が得た場合に限り、妨断抗弁を認めないという扱いをすべきであると思われる²⁴。したがって、絶対的強行法規の適用を確保する必要があるとの理由で日本での裁判を認めたからといって、本案の判断においては、当該絶対的強行法規の適用要件を具備していないとされることもあり得る。

(d) 「不公正な取引方法」

本件においてXが適用を主張している独禁法上のルールのうち、優越的地位の濫用禁止ルールについて、平成22年11月30日付の公正取引委員会の「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」によれば、「当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、……公正な競争を阻害するおそれがある」ことを理由とするものであるとされている。そして、学説上、その目的は「自由競争基盤の確保」にある

16 2006年の契約上の債務の準拠法に関する欧州規則（「ローマⅠ規則」）（Regulation (EC) No593/2006）（2009年施行）8条は、「Overriding mandatory provisions are provisions the respect for which is regarded as crucial by a country for safeguarding its public interests, such as its political, social or economic organization, to such an extent that they are applicable to any situation falling within their scope, irrespective of the law otherwise applicable to the contract under this Regulation.」と定めている。

17 1986年のハーグ物品売買準拠法条約17条、1987年のスイス国際私法18条・19条のほか、実定法ではないが、2015年の国際商事契約の準拠法選択に関するハーグ原則11条（判時1072号（2016）34頁）等参照。

18 現在では、通則法12条により同様の結論に至ることができると見られる。

19 本件評釈として、中野俊一郎（判時）JCAジャーナル55巻8号（2008）2頁参照。

20 これは、スコットランドを管轄とする国際運送条約について、船荷証券上の約款により、オランダ法の準拠法としてアムステルダム裁判所を専属管轄とする旨の合意をしていた事例において、これは英国が批准している船荷証券条約（ハーグ・ヴィスビー・ルール）3条8項（日本の国際海上物品運送法15条に相当）の適用を回避するものであるとし、英国の裁判所で英国法に基づいて裁判をしたものである（The Hollandia, [1983] 1 A.C.685）。

21 東京地裁平成11年9月13日中間判決（海商法研究会誌154号89頁）は、船荷証券上の管轄合意を無効としたものであるが、その理由は、指定された地は被告の本拠所在地ではなく、事案との関連性が薄いという点であった。

22 通則法・関係法208～209頁。

23 もっとも、指定された外国裁判所において日本の絶対的強行法規が適用され、日本における同様の結論が示されるのであればそれによっても富めるが、欧州連合加盟国のようにその間の法秩序の安定が優先されるような密な関係がある場合は例外、一般的にはいずれの国も外国の絶対的強行法規の適用には消極的であり、本件において日本の絶対的強行法規がカリフォルニア州の裁判所で適用されることが期待できないであろう。

24 これは、不品行管轄（同法3条の3第8号）により本案の審理対象となる法律概念が管轄ルールに用いられている場合に、管轄の判断としてどこまで踏み込んで判断をするのかという問題と類似している。最高裁判平成13年8月8日判決（四民55巻4号727頁）は、不品行管轄を認めるための「不品行」の認定には、行為、結果及びその間の事実的因果関係だけで足り、故意・過失や違法性因由事由といった点は本案で審理すればよいとの客観的要件委員会案を採用したが、「実体審理を必要ならしめる程度」に不品行という概念が近づけばよいとの一応の程度も認められている（通則法・関係法3174頁）。本文の記述はこの後者の側に近いものである。

とされている。すなわち、取引主体の自由で主体的な判断により取引が行われることが自由競争の基盤であり、その侵害は公正な競争を阻害するという効果を生じさせ得るからである²⁵。自由競争は、民主主義等と並んで、日本国のあり方を支える基盤の一つであり、これを守るためのルールは国家利益（公益）と深く結びついていることは明らかである。そのような価値の実現を体現しているルールが、取引の当事者が国際私法ルールに従って外国法を契約の準拠法とする約束をすることで簡単に回避されてしまつてよいはずはない。優越的地位の濫用禁止ルールは、国際私法にその適用の有無を左右される私法ではなく、その目的達成に必要な限り、準拠外国法をオーバーライドして適用されるべき公法または絶対的強行法規の性質を有するものである。

では、優越的地位の濫用禁止ルールの地域的適用範囲はどうであろうか。この点、少なくとも日本の市場における自由競争基盤の確保に必要な限り、すなわち、少なくとも²⁶自由かつ自主的な判断を阻害される者（本件ではX）が日本に所在する限り、日本市場の自由で公正な競争に影響を及ぼすと考えられ、行為者（本件ではY）の所在地を問わず、適用されるべきである。

以上により、仮に本件のYが国内事業者である場合にXの独禁法に基づく請求が認められるのであれば、本件においても、同様の結論を確保すべく、専属管轄合意を本件で認めることは公序法違反となることを理由に妨訴抗弁を認めず、何らかの管轄原因が日本にある限り（この点の本中裁判決の判断には賛成する）、本案の判断として、絶対的強行法規として独禁法上のいくつかの規定を適用して裁判すべきであると思われる。

4. おわりに

以上、東京地裁平成28年2月15日中間判決

をめぐる2つの論点を取り上げて検討した。

第1に、基本契約中に和解交渉から管轄合意に一定期間をかけて移行する旨の多段階紛争処理条項が置かれ、これは「紛争が本契約に起因もしくは関連して生じているかどうかにかかわらず」適用されると定められている場合、民訴法3条の7第2項が要求している「一定の法律関係に基づく訴えに関」する管轄合意であることという要件に照らして効力を否定されるのは、具体的に提訴の対象が当該基本契約に関係しない場合であって、本件のように具体的紛争が当該基本契約に基づく訴えであればその限りでは有効である。

第2に、外国裁判所を指定する専属管轄合意が存在する場合であっても、日本で提起された訴えが日本の絶対的強行法規に基づくものであり、その請求が認められないことが明らかとは言えず、本案審理を必要ならしめる程度以上であるとの一応の心証を裁判所が得た場合には、当該管轄合意は公序法違反となり、妨訴抗弁を認めないという扱いをすべきである。

したがって、国際契約実務上、第1の点については、一部にせよ効力が認められない内容を含む契約条項は問題であり、管轄合意については一定の法律関係に基づく訴えについてのみ適用されるよう注意してドラフティングをすべきである。また、第2の点については、各国の法政策が相異なる以上、それぞれの絶対的強行法規が存在するのであって、その適用範囲に入る限り、それに基づく訴えが提起され、管轄合意に基づく妨訴抗弁が退けられ、本案訴訟においてその絶対的強行法規が適用されるリスクがあることを認識すべきである。そして、コストとリスクの大きさ次第ではあるが、できる限り問題となりそうな国の絶対的強行法規を事前に調査し、それに抵触しないような契約内容とし、また取引においてもそのようなリスクについて注意を喚起すべきである。⚡

²⁵ 飯澤哲一・舟田正之『独占禁止法便覧（第5版）』（有斐閣、2015）273頁。

²⁶ 外国市場での日本の事業者の行為をこの優越的地位の濫用禁止ルールが適用対象とするか否かにはここでは触れない。